

資料編

資料 1 アンケート及びヒアリング結果について

1.1 関係者からの意向把握の考え方

新体育館は、市民利用が中心の施設であり、地域の屋内スポーツの拠点としての整備が求められています。そのため、関係者からの意向把握は、以下のように考えて実施します。

市民ニーズは、平成 26 年度「小郡市スポーツ推進基本計画」を策定した時に実施したアンケート結果から、「新体育館に求めるニーズ」を整理します。

また、多くの競技団体に利活用してもらえるように、競技場として必要な規模等を把握するために、新体育館の利用が想定される競技団体等へヒアリングを実施します。競技者が利用しやすい施設とすることで、市民にも使い勝手の良い施設が提供できると考えています。

1.1.1 市民アンケート

「小郡市スポーツ推進基本計画」策定時の市民意識調査より、体育館に求めるニーズについて以下にまとめました。

▶ 調査概要

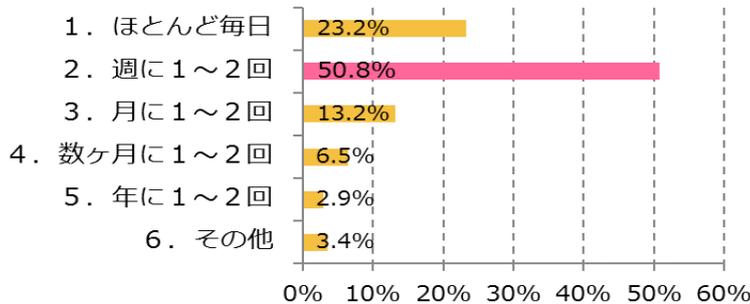
- 調査期間：平成 26 年 9 月 25 日～10 月 15 日
- 調査対象：市内にお住まいの 15 歳以上の男女
- 調査区域：小郡市内全域
- 配布回収：郵送による配布 2,000 通および施設利用者による
- 回 答：無記名方式
- 抽出方法：男女別・年齢別・地域別比率による無作為抽出
- 回 収 率：37.8%（無作為抽出分のみ）



▶ アンケート結果

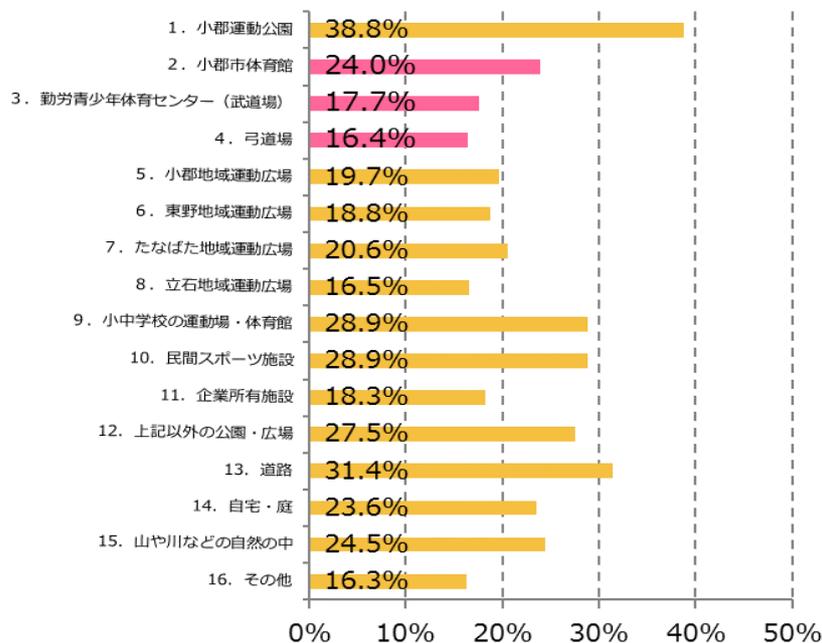
アンケート結果を体育館の利用ニーズとし以下に整理します。

過去1年間、運動・スポーツをした人への質問（回答者の全体の72.7%が対象）
 Q. どのくらいの頻度で運動やスポーツをしたか？



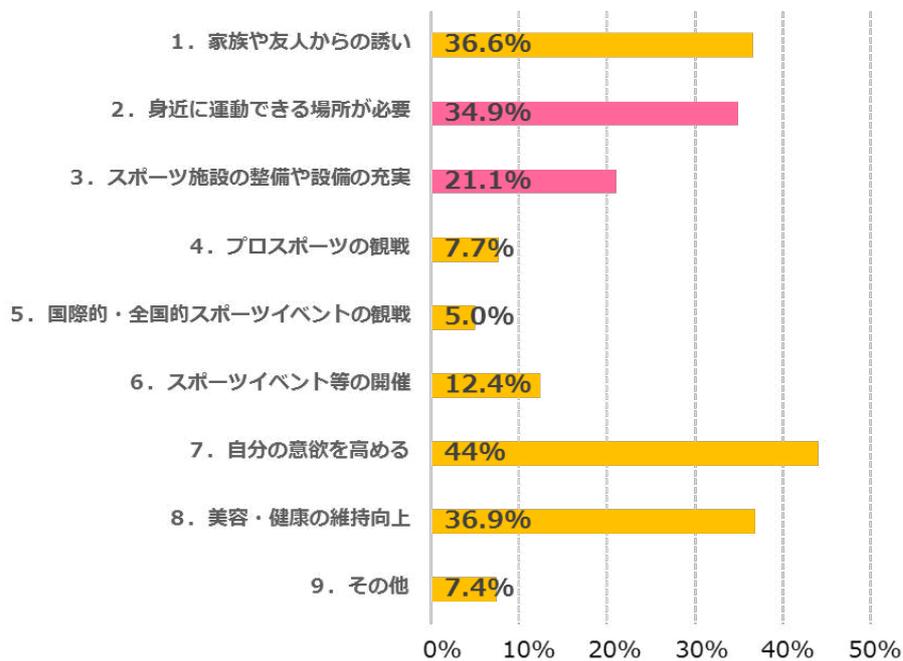
スポーツや運動に親しんでいる市民のスポーツの頻度は、「週に1回～2回」が最も多く、次いで「ほとんど毎日」で、それらの合計は74%となり、スポーツをしなかった人を含めても、50%以上の人が「週に1回以上」スポーツを行っていることが分かりました。スポーツニーズの受け皿となる施設を充実させることは、運動・スポーツを促進するために必要と考えられます。

過去1年間、運動・スポーツをした人への質問（回答者の全体の72.7%が対象）
 Q. 運動やスポーツを行う場所は主にどこか？（複数回答）



スポーツ施設以外でも盛んにスポーツが行われていることが分かります。その中でも、小郡市体育館等の使用頻度は、相対的に高いことが分かります。小中学校の体育館利用も高いことから、屋内スポーツは、小郡市体育館と小中学校の体育館が主に使われていると考えられます。

過去1年間、運動・スポーツをしなかった人への質問（回答者の全体の27.3%が対象）
 Q. 運動やスポーツをするためにはどのようなきっかけが必要か？（複数回答）

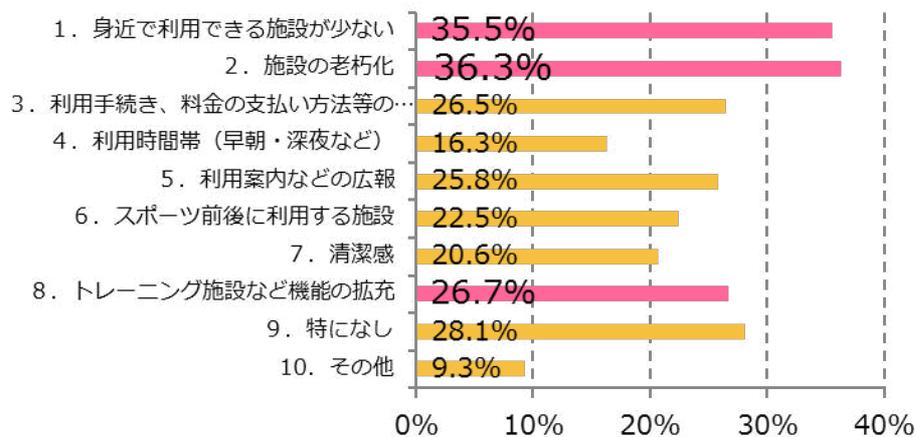


「身近に運動できる場所が必要」が34.9%、「スポーツ施設の整備や設備の充実」が21.1%となっており、施設整備がスポーツのきっかけとなることが分かります。

新体育館の整備により新たな需要の掘り起こしができ、市民のスポーツ参加を促すことができると考えられます。

全体への質問（回答者全員が対象）

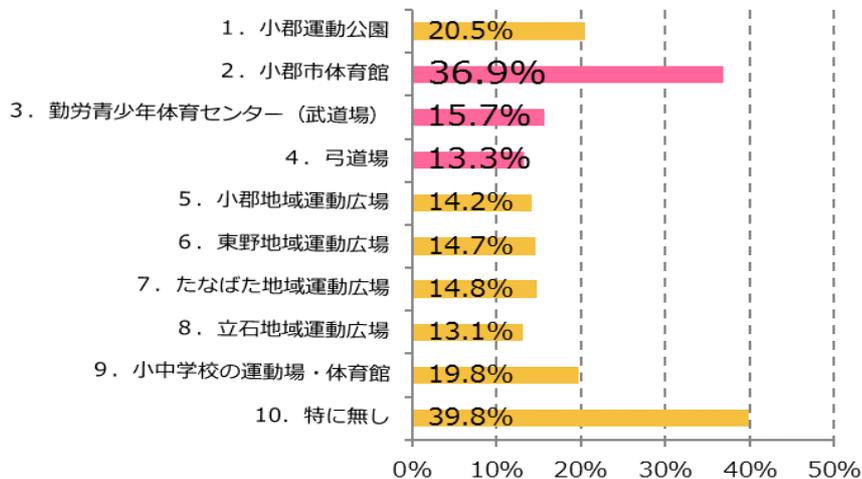
Q. 市のスポーツ施設について不満に感じていることは何か？（3つ回答）



市のスポーツ施設に対する不満は、「施設の老朽化」、「身近で利用できる施設が少ない」、「トレーニング施設機能の拡充」が上位を占めています。老朽化した施設の更新やトレーニング施設などの機能充実を図ることにより市民利用が促進されることが想定されます。

全体への質問（回答者全員が対象）

Q. 現在、小郡市にあるスポーツ施設で改修や整備が必要と思うスポーツ施設は何か？（複数回答）



具体的な施設の改修、整備が必要な施設として小郡市体育館が1番に挙げられています。施設が老朽化して利用しづらい状況を踏まえると、利用者の現状認識と施設の現状が一致していることが分かります。

1.1.2 競技団体等ヒアリング

競技団体等ヒアリングは、市内で活動しているスポーツ関連団体 12 団体を対象に実施しました。各団体が競技を実施するにあたり必要となる規模、機能、設備についてヒアリングを行いました。その結果を以下にとりまとめます。

〈 調査概要 〉

調査期間：平成 28 年 8 月 11 日、15 日、18 日
 調査対象：市内スポーツ関連 12 団体

(1) 必要規模について

競技をするにあたって必要となる①競技規格、②大会時に必要となるコート外の余裕スペース、③コート数を以下に整理します。

表 1-1 必要規模に関するヒアリングまとめ

団体名	必要な施設規模・開催大会の規模	
	必要面数・台数	コート間の余裕
バドミントン 連盟	10 面【1 面:6.1×13.4m】 (サブアリーナとの合計でも可)	コート間:2.5m バスケットリンクからコートサイドまで 2m
バレーボール 協会	4 面 (3 面+サブ 1 面) 【1 面:9×18m⇒6 人制 10.5×21m⇒9 人制】 天井高:12.5m 以上	コート間:10m(+1m)(6 人制)
バスケット ボール協会	3 面【1 面:15×28m】 (移動式パーテーションによる 2 面+1 面)	サイド:ボールケース 2 つ分
合気道会	2 面【1 面:五間(約 9.09m)四方、 場外:一間(約 1.82m)以上の畳またはマット】	畳の周囲に、板張り半間程度
卓球連盟	24~36 台 【1 台:1.52×2.74m】 (サブアリーナとの合計でも可)	台と台の間:横 3m 以上縦 5m 以上
柔道協会	2 面【1 面:8m 四方、場外 3~4m】	畳の外側 1 辺に 2~3m の板張り スペースが欲しい
剣道連盟	6 面:アリーナで開催【1 面:11m 四方】 ※最低 10m 四方必要 選手のアップ用として、別途 2 面程度必要	コート間:6m (選手待機側)
空手連盟	4 面【1 面:8m 四方、場外 2m】	-
弓道連盟	34m×45m(6 人立ち)、天井高:4m 以上、軒先:2m ※弓道場単独の場合 近的射場:1,560 m ² 遠的射場:2,296 m ²	計 :3,856 m ²

主催大会時に必要となる観覧席数と駐車場数を以下に整理します。

表 1-2 必要規模に関するヒアリングまとめ

団体名	必要な施設規模・開催大会の規模	
	観覧席	駐車場
バドミントン連盟	200 席以上	200 台以上
バレーボール協会	約 500 席	100 台
バスケットボール協会	600 席	-
卓球連盟	市大会規模: 約 400 席 県民大会規模: 500~600 席	約 300 台
中体連	300 席以上	200~300 台 バス 10 台
剣道連盟	約 1000 席	500 台
空手連盟	300 席	-
弓道連盟	600 席以上	150 台



(2) 必要機能について

新体育館に求める機能については、以下のような意見がありました。

表 1-3-1 必要機能に関するヒアリングまとめ

区分	諸室名	必要機能
体育施設部門	アリーナ	<ul style="list-style-type: none"> ・自然光を遮断する（バドミントン連盟） ・アリーナの内壁、天井の色は白以外とする（バドミントン連盟） ・アリーナの内壁の色は白以外とする（卓球連盟） ・コートラインの常設（バドミントン連盟） ・防球ネットの設置、照明の分割(省エネのため)（バドミントン連盟） ・熱中症対策としての空調が必要 風の影響を受ける競技のため、その点を考慮した空調設備を設置(バドミントン連盟) ・コートが滑りやすくなっているため、湿気対策が必要（バスケットボール協会） ・コートフロア付近の電源コンセントの設置（バスケットボール協会） ・照明設備、照度を充足（バスケットボール協会・卓球連盟） ・観覧席の周囲にジョギングコースを設置（わいわいクラブ・かるがも教室） ・防球ネットの高さを高くする(現在の体育館の防球ネットが低く、隣の球技のボールが入ってくる)（空手連盟）
	多目的 ルーム	<ul style="list-style-type: none"> ・エアロビ、ヨガ、ピラティス等の軽運動ができる30人規模の鏡張りのスタジオを設置（わいわいクラブ・かるがも教室） ・常設卓球台(3~4台)の設置（わいわいクラブ・かるがも教室） ・大会時に女性用更衣室としても使える空間を設置（剣道連盟）
	トレーニング ルーム	<ul style="list-style-type: none"> ・トレーニングルームの設置 (バドミントン連盟・バスケットボール協会・柔道協会 ・空手連盟・中体連・わいわいクラブ・かるがも教室)
	武道場	<ul style="list-style-type: none"> ・競技スペース周囲に、板張りの空間を設置（柔道協会・合気道会） ・壁面の危険な箇所にクッション性のある材料で保護（柔道協会） ・畳、床に競技用のクッション性のあるものを使用(柔道協会・剣道連盟・合気道会) ・出入口が個別に設置された武道場（空手連盟） ・姿勢を点検、矯正するための鏡の設置(可動式扉で開閉できる)（合気道会） ・武道場の競技スペース外周に観覧スペースの設置（中体連）
	弓道場 アーチェリー 場	<ul style="list-style-type: none"> ・ウォーミングアップのための巻藁室の設置（弓道連盟） ・弓道場からトイレまでの通路設置（弓道連盟） ・審判席、来賓席、観覧席の確保できる広さ（弓道連盟） ・アーチェリーの練習場の設置（身体障がい者福祉協会）

表 1-3-2 必要機能に関するヒアリングまとめ

区分	諸室名	必要機能
諸室部門 会議室等	会議室	・会議室、ミーティングルームの充足（中体連・弓道連盟・バドミントン連盟）
	キッズコーナー	・キッズコーナーの設置 （わいわいクラブ・かるがも教室・バドミントン連盟）
施設部門 競技附帯	更衣室 シャワー室	・シャワー室と更衣室の分室化（バドミントン連盟） ・更衣室、シャワー設備（温水）の充足 （バスケットボール協会・卓球連盟・中体連・わいわいクラブ・かるがも教室）
	トイレ 授乳室	・トイレの数と機能の充実（バドミントン連盟） ・多目的トイレ、子供用便座の設置（わいわいクラブ・かるがも教室） ・授乳室の設置（バドミントン連盟）
	放送室	・大会時に進行状況等を伝達する館内放送ができる設備（剣道連盟）
	器具庫	・備品収納スペースの拡大（バドミントン連盟）
部門 管理施設	談話・休憩 交流 スペース	・下足置場の設置（中体連）
その他		・利用しやすい施設利用の手続き（バドミントン連盟） ・備品の充実（バレーボール協会） ・空調設備の設置 （バドミントン連盟・バレーボール協会・バスケットボール協会・卓球連盟・中体連・わいわいクラブ・かるがも教室・柔道協会・空手連盟・合気道会） ・冬の寒さ対策としてのボイラーが必要（わいわいクラブ・かるがも教室）

資料 2 現体育館で開催された大会実績

現体育館において平成 27 年度に開催された大会の実績は以下のとおりです。

表 2-1 現体育館で開催された大会実績一覧

種目	年間大会数	年間大会日数	1大会参加者数
卓球	10 大会	11 日	20～400 名
剣道	3 大会	5 日	170～1200 名
柔剣道	1 大会	1 日	250 名
ソフトバレー	1 大会	1 日	150 名
バスケットボール	1 大会	2 日	100 名
バドミントン	6 大会	7 日	70～180 名
バレーボール	4 大会	4 日	100～280 名
ペタンク	1 大会	1 日	250 名
ミニバスケ	3 大会	7 日	240～1200 名
ラージ卓球	1 大会	1 日	50 名
居合道	1 大会	2 日	200 名
その他	12 大会	12 日	50～500 名
合計	44 大会	54 日	-

資料3 補助金制度の概要

一般に、公共スポーツ・レクリエーション施設の新規建設予算は、一般財源、国庫補助金（交付金）等を組み合わせて計上されます。

国庫補助金（交付金）は、文部科学省「学校施設環境改善交付金」、国土交通省「社会資本整備総合交付金」等の制度があります。

以下に、新体育館の建設に活用可能な主な補助制度を示します。

表 3-1 「国の制度」

所管	制度名称	交付対象	対象事業	補助率	適用
文部科学省	学校施設環境改善交付金	『義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律』第12条第2項に規定する施設整備計画に基づく事業を行うもの	地域スポーツセンター、水泳プール、地域屋外スポーツセンター、地域武道センターなどの新築、改築	1/3	『学校施設環境改善交付金要綱別表1』第24項及び第26項に該当するため○
国土交通省	社会資本整備総合交付金	『社会資本整備総合交付金交付要綱』第6の事業等のうち、社会資本整備計画に記載されたものを行う市町村	野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、スキー場、水泳プールなど都市公園法に基づく運動公園施設の整備	整備費 1/2 用地費 1/3	『都市公園法第2条第1項第1号に規定する都市公園の整備』に該当する計画とした場合○

表 3-2 「その他制度」

所管	制度名称	交付対象	対象事業	補助率	適用
(独) 日本スポーツ振興センター	スポーツ振興くじ助成金	以下の条件を満たした上でスポーツ活動等を行う地方公共団体やスポーツ団体 <ul style="list-style-type: none"> ・関係規定を遵守し、助成金を適正に活用していること ・公益性のある事業として、外部への説明責任を果たせること ・「スポーツ振興くじ助成金」を通じて実施した事業である旨の広報を行うこと 	【地方公共団体スポーツ活動助成】 大型スポーツ用品の設置	大型スポーツ用品の設置： 限度額 600 万円	スポーツ振興基金助成金または公営競技等の収益による補助金もしくは助成金を活用しようとする事業の場合を除く。

資料4 建設後の管理運営について

4.1 施設管理の考え方

現在の小郡市体育館は市が直接管理を行っていますが、新体育館建設後の管理については指定管理者制度などの活用を基本に、市の財政負担を軽減しながら、良質な市民サービスの提供できる制度について検討していきます。

表 4-1 指定管理者制度を導入した施設数（全国）

区 分	施 設 数	割 合	備 考
レクリエーション・スポーツ施設	14,602	19.87%	
産業振興施設	7,169	9.76%	
基盤施設	23,046	31.37%	
文教施設	15,102	20.55%	
社会福祉施設	13,557	18.45%	
合計	73,476	100.00%	

（出典：公の施設の指定管理者制度の導入状況等の調査結果（平成24年11月））

4.2 施設運営の考え方

小郡市スポーツ推進基本計画の基本理念である『くらしと密着したスポーツのまちおごおり』を実現するため、新体育館の将来像を踏まえ、老若男女誰もが生涯にわたりスポーツに親しむことが出来るよう各種スポーツ事業・教室の積極的な展開や広報・PR・相談活動の推進など、ソフト面の充実を図り、市民が利用しやすい施設運営に取り組むことを検討していきます。

資料5 小郡市新体育館基本計画策定委員会体制

5.1 小郡市新体育館基本計画策定委員会設置規則

(目的及び設置)

第1条 新体育館の建設に伴う諸問題を整理し、課題を検討するとともに、同施設の建設に向けた基本的な考え方を打ち出すため、小郡市新体育館基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 小郡市新体育館基本計画（以下「計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、15名以内で構成し、次の各号に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会体育団体関係者
- (3) 福祉団体関係者
- (4) 教育・行政機関関係者
- (5) 公募により選ばれた市民
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定により教育委員会が委嘱した日から計画の策定が完了する日までとする。

- 2 関係機関・団体等の職をもって選任又は推薦された者にあつては、委員の任期は、その職にある期間とし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は、出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 委員会は、必要があると認める場合は、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部スポーツ振興課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項については、委員会に諮ったうえで、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

5.2 小郡市新体育館基本計画策定委員会名簿

第 3 条	職 名	氏 名	備 考
(第 1 号)	学識経験を有する者	兄井 彰 (委員長)	福岡教育大学教授
(第 2 号)	社会体育団体関係者	草場 保文	小郡弓道連盟会長
		鹿毛 茂利	小郡合気道会会長
		岩橋 幸子	小郡市バスケットボール協会理事
		吉浦 大志博	小郡市バドミントン連盟理事
		柏木 和治	小郡市スポーツ推進委員会委員
(第 3 号)	福祉団体関係者	佐藤 吉生 (副委員長)	小郡市社会福祉協議会事務局長
		藤間 司朗	小郡市老人クラブ連合会会長
		肥山 勝	小郡市身体障害者福祉協会副会長
(第 4 号)	教育・行政機関関係者	渡邊 正則	小郡小学校校長
		大津 洋一郎	小郡市総務部長
		肥山 和之	小郡市都市建設部長
		山下 博文	小郡市教育委員会教育部長
(第 5 号)	公募により選ばれた 市民	井手 哲	市民代表
		草場 房子	市民代表

5.3 小郡市新体育館基本計画策定委員会事務局名簿

	氏 名	所属
事務局長	藤吉 宏	スポーツ振興課長
事務局員	檜枝 正隆	スポーツ振興課管理係長
事務局員	米倉 久喜	スポーツ振興課事業係長
事務局員	笠 愛子	スポーツ振興課事業係員
事務局員	小屋野 索	スポーツ振興課管理係員